

# 薩摩東部 任意合併協議会を了承

## 鶴田・薩摩・宮之城町で10月設置

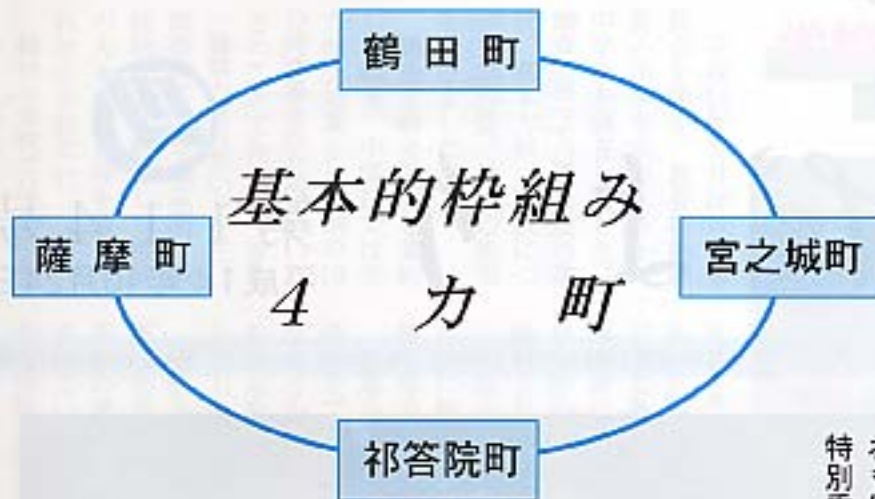
9月定例会は、9月13日から10月3日までの21日間の会期で開かれ、一般質問のほか、平成14年度一般会計補正予算、税条例の一部改正、収入役人事及び平成13年度各会計歳入歳出決算認定等の21議案が審議され、いずれも原案どおり可決、同意、認定されました。また、市町村合併問題調査特別委員会の中間報告が行われ、任意合併協議会の設置が了承されました。

### 合併特別委 中間報告

区4町とし、任意合併協議会を10月に設置する。②合併の時期は、平成16年10月又は平成16年3月を目標とする。③平成14年9月定例会に任意合併協議会関係の予算を提案するという三つの基本原則と、

「3町合併は祁答院町が最終的に不参加した場合とし、あくまでも祁答院町を含めた4町合併に努力すべきである」などの内容が委員会の確認・了承事項となっていました。

しかしながら、再三の要請にもかかわらず、祁答院町から3町への「川西薩摩地区任意合併協議会への参加について」という、実質4町による任意合併協議会への不参加通知を受けたことと、その後、9月30日、祁答院町が川西薩摩地区任意合併協議会への加入を了承されたことなどで再度協議を行いました。



### 祁答院町は不参加を表明

市町村合併問題調査特別委員会は本年3月に設置され、これまでに中薩地域の動向として関係町の協議内容等注視しながら「合併の枠組み等」の検討協議を進めてきました。今定例会で中間報告があり、その概要を報告します。

それによりますと、祁答院町が7月末、16年3月までの市制施行を目



合併問題を協議する特別委員会



### 収入役に下大迫次男氏を再任

10月1日で任期満了となる収入役に、下大迫次男氏(61)を神子を選任することに同意しました。

下大迫氏は昭和37年から本町役場に勤務され、経済課長、総務課長、税務課長、水道課長などを歴任され、平成10年10月2日から平成14年10月1日までの4年間に引き続いての再任となり、任期は平成14年10月2日から平成18年10月1日までの4年間です。

## 「法定協」は15年1月設立

### 合併の時期16年10月を目標

再協議の結果、薩摩東部地区任意合併協議会の設置について、①合併の枠組みの基本は祁答院地区4町とし、任意合併協議会を10月に設置する。②合併の時期は平成16年10月を目標とする。③平成14年9月定例会に任意合併協議会関係の予算を提案する。④法定合併

協議会を平成15年1月に設置することとし、平成14年12月定例会に法定合併協議会設置議案・関係予算を提案する。また、10月末に住民説明会を開催することなどの3町合意点に加え、同意合併協議会規約に基づく議会からの委員の推薦(議長は規定委員)として、

も残されているように、時々刻々と変わる状況を見極め、執行機関との情報交換を行いながら、今後も適切に対応していくとの報告となっています。

祁答院地区4町は、これまで歴史的にも、農協、森林組合などの経済・生活・営農圏としても、また、一部事務組合など行政的にも一体となつて進められてきていますので、その

各町の人口(平成12年国勢調査)

町村名	人口数
鶴田町	4,968人
宮之城町	17,770人
薩摩町	4,593人
祁答院町	4,625人
合計	31,956人

つながりは深いものがあります。「新時代の幕開けに向けて」今後の協議を精力的に進めなければなりません。

### 合併特別委

薩摩東部地区任意合併協議会は、10月15日設立総会が薩摩町で行われ、いよいよ合併に向けた準備段階が開始しました。

### 今後の動き

今後の委員会としての動きとしては、「任意協」での検討事項を確認しながら「4町での枠組み」の動向等を含め、最終的には、「法定協」設置の手續きの協議に入ることにあります。

また、「法定協」設置に伴う法定協議項目の取扱い等の研修を行い、今後の合併協議の参考とすることとしています。

### 任意・法定合併協議会とは

任意合併協議会とは、関係市町村が任意で設置するもので、一般的には、合併の具体的な枠組みを設定し、調査研究や協議を実施し、法定合併協議会での本格的に行う議論・検討の準備を行う

ものとされています。これに対し法定合併協議会とは、地方自治法に基づきながら、議会の承認を得て設置されるものです。協議会では、合併後のまちづくりのビジョンともいえる「市町村建設計画」(新市町村名)の協議など、合併に関する各分野の項目を協議することとなります。